

発達障害者支援の推進について (発達障害者施策検討会報告書)

平成20年8月29日

発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

就学前(乳幼児期)

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

就学中(学童期等)

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後(青壮年期)

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保 (都道府県)

専門的知識を有する人材確保 調査研究 (国)

厚生労働省における発達障害者支援施策

課 題	平成20年度施策
1 地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの形成	①発達障害者支援体制整備事業(2.1億円) 発達障害者の検討委員会を設置(都道府県)、個別支援計画の作成(市町村)等を行うことにより、支援の体制を構築
●全県的な相談支援の充実	②発達障害者支援センターの設置、運営(地域生活支援事業の内数) 発達障害者やその家族などに対して、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施 (新) ③子ども心の診療拠点病院の整備(母子保健医療対策事業の内数) 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施。また、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施
2 支援手法の開発	④発達障害者支援開発事業(5.2億円) 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立(全国20箇所程度) (新) ⑤青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業(43百万円) 地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立
3 就労支援の推進	⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進(85百万円) ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、きめ細かな就労支援を実施するとともに、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害に対する専門的な就労支援を効果的に実施 ⑦発達障害者就労支援者育成事業(12百万円) 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者支援関係者に対し、就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会実施 ⑧発達障害者に対する職業訓練の推進(106百万円) 一般の職業能力開発校において、発達障害者対象職業訓練コースを設置するモデル事業を実施し、職業訓練機会の充実を図る
4 情報提供・普及啓発	⑨発達障害情報センター(49百万円) 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発を図る
5 専門家の育成	⑩発達障害研修事業(18百万円) 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場における対応を充実

発達障害者施策検討会

趣旨

発達障害については、平成17年から施行されている発達障害者支援法によって、発達障害者の自立と社会参加を目的として、様々な取組が行われてきたところであるが、同法の附則において、施行後3年を目途として見直しを行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、発達障害者施策検討会では、発達障害者支援に係る発達障害者支援法施行後の課題を整理した上で、今後の対応の方向性の検討を行ってきたところである。

今回の報告書においては、発達障害については、一人一人が持つ学習障面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して様々な分野が連携して対応能力の向上を図ることにより、適切な人間関係を構築し、二次的な障害の発生を防ぎ、自立・社会参加を可能にする効果が期待できることから、早期に発見し、適宜適切な支援を行っていくことが必要であるという視点の下に、いつでもどこでも発達障害者に適切な対応が提供できるような社会の実現に向けて、個別支援計画に基づく地域の支援体制の強化を図ること、そのために必要となる支援手法の開発や調査・研究、人材育成を行うこと、加えて社会全体に対する普及啓発を行い正しい理解を広げること等の施策を更に推進するための取組み案を整理した。

開催状況

第4回 発達障害者施策検討会

平成20年8月 4日(月)開催

第5回 発達障害者施策検討会

平成20年8月18日(月)開催

発達障害者施策検討会 構成員名簿

(◎: 座長、五十音順、敬称略)

◎

氏名	役職
市川 宏 伸	東京都立梅ヶ丘病院院長
岩谷 力	国立身体障害者リハビリテーションセンター総長
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク副代表
小川 浩	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授
加我 牧子	国立精神・神経センター精神保健研究所所長
近藤 直司	山梨県立精神保健福祉センター所長／中央児童相談所副所長
杉山 登志郎	あいち小児保健医療総合センター保健センター長
高山 恵子	特定非営利活動法人えじそんくらぶ代表
栢 植 雅 義	兵庫教育大学大学院教授
中川 信子	子どもの発達支援を考えるSTの会代表
服巻 智子	特定非営利活動法人それいゆ相談センター総合センター長
山岡 修	全国LD親の会副会長

発達障害者施策検討会 参考人名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職
石井 哲夫	日本自閉症協会会長
太田 栄子	三重県こども局長
齋藤 彰	舞鶴市長
辻井 正次	アスペ・エルデの会理事長

発達障害者支援の推進について(発達障害者施策検討会報告書)の概要

発達障害者支援の基本的な考え方と取組み

- 発達障害者については、一人一人が持つ学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して様々な分野が連携して対応能力の向上を図ることが必要
- 適切な支援を行うことにより期待できる効果
 - ・適切な人間関係の構築
 - ・二次的な障害の発生の防止
 - ・自立・社会参加の推進

発達障害者支援における課題

(1)当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

①気づき

- ・発達障害の特性に関する信頼のおける情報提供の充実
- ・確実なフォローの実施や専門的な人材によるバックアップ体制の確立

②診断前支援

- ・日常生活の中で生じている問題の整理や、その時点で取り組むことができる具体的な対処方法の提示等の支援の充実

③診断

- ・専門的な医師を確保するための発達障害の診断に係る人材養成の強化
- ・診断後の家族に対する、社会的及び心理的な孤立を防ぐための支援体制の構築(ペアレントメンター等)

④アセスメントやモニタリング

- ・各分野共通のアセスメントやモニタリング方法の開発や実施する専門家の養成

⑤支援

- ・効果等を客観的に検証した支援手法の整備や普及
- ・当事者とその家族自身の問題解決能力を高めるための支援体制の確立

- ・老年期までを視野に入れた職業生活を含めた社会生活の支援に関する支援モデルの開発

⑥連携

- ・医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や関係者による連携システムの構築

(2)発達障害者支援に関わる者の役割と課題

①直接処遇職員(=保育所、学校、福祉サービス事業所、ハローワーク、児童養護施設等の職員)

- ・当事者とその家族に対する基本的な支援や専門的な支援を行う機関への相談及び紹介ができること
- ・適切な研修への積極的な参加や、必要に応じて連絡の取れる体制の確保

②発達障害について専門的な支援を行う者(=医療機関、保健所、教育センター、障害者職業センター等で専門的な支援を行う者)

- ・発達障害について信頼のおける情報を把握し、的確な助言が行えること
- ・適切な情報の収集や研修の参加、ケースカンファレンスの実施等による助言技術の向上

③発達障害者支援センター

- ・当事者とその家族、関係者に対して適切なアセスメントや相談等の対応が提供できること
- ・都道府県等の全体の状況把握、関係機関との連携強化
- ・家族同士で相談や情報交換を行うピア・カウンセリングやペアレントメンターの養成について検討

④市町村

- ・個別の支援計画の提供や人材の育成、住民に対する普及啓発等の実施
- ・地域自立支援協議会の活用等による関係機関や関係者の連携システムの構築

⑤都道府県・指定都市

- ・人材の育成や住民に対する普及啓発等の実施
- ・発達障害者支援センターを中心とした関係機関や関係者の連携・協力体制の構築

⑥国

- ・支援手法の開発や研究、専門的な人材の養成、普及啓発の推進
- ・発達障害情報センターと発達障害教育情報センターとの連携強化等の基盤整備

今後の対応の方向性

(1) 地域支援体制の整備

- 市町村等において発達障害者に対する個別の支援計画作成と活用が推進されるよう発達障害者支援センターが必要に応じてサポートを行う体制の整備
- 発達障害者支援センターについて、専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関として位置付けを明確化、直接処遇職員へのバックアップ体制の整備
- 就労支援における「発達障害者に対する専門的支援のカリキュラム」の全国実施等による体制を強化

(2) 支援手法の開発

- 有効な支援手法の整備と普及の推進
- 特に不十分な青年期・成人期における支援モデルの開発

(3) 調査・研究

- 研究を推進するための共通の評価尺度の開発
- 発達障害に関するデータベースの構築

(4) 人材の育成

- 医療・保健・福祉・教育・労働等各分野共通のテキスト等の作成
- 実地研修による専門的人材の育成
- ペアレントメンターの養成

(5) 情報提供・普及啓発

- 発達障害教育情報センターとの連携による、発達障害情報センターの情報収集、分析、発信を行う体制の強化

○発達障害者支援体制整備事業

【平成21年度概算要求額 2.5億円(2.1億円)】

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成等を行うことにより、支援の体制整備を構築する。

※文部科学省の実施する「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」と協働して実施する。

さらに、個別支援計画の作成等の実施状況調査及び評価を行い、支援体制が進んでいない市町村に対しては適切な助言等を行うことにより、市町村の意識付けを強化し、個別支援計画の作成を含む支援体制の充実を図る。

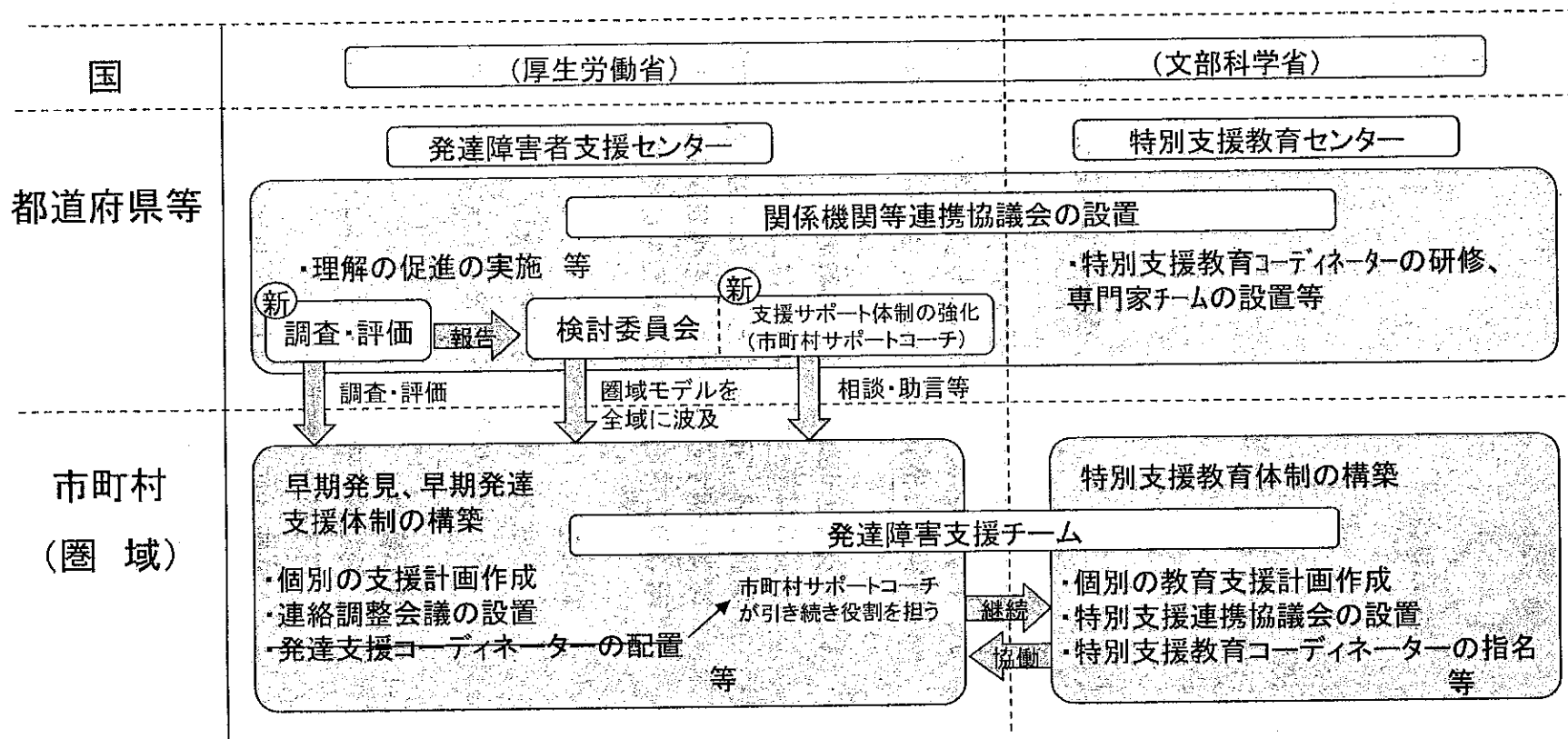
【実施主体、補助率】

・都道府県等支援体制整備、実施状況調査・評価、支援サポート体制の強化（実施主体：都道府県、指定都市）

補助率：1/2(負担割合 国1/2、都道府県・指定都市1/2)

・圏域支援体制整備（実施主体：市町村）

補助率：1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)



平成20年9月26日



厚生労働省

本件問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

課長 補佐 江副 聡

発達障害対策専門官 日詰 正文

発達障害支援係長 山口 真司

電話：03-5253-1111 (内線3027)

FAX：03-3593-2008

発達障害情報センターの移転について

発達障害情報センターについては、これまでは厚生労働省内に設置してきたところですが、平成20年10月1日より国立障害者リハビリテーションセンター内に移転し、より一層充実した情報収集や編集、情報の発信等を行います。

1. 発達障害情報センターの概要

発達障害情報センターは、ホームページ(発達障害情報サービス)等を通じて本人・家族の方、発達障害を知りたい方、発達障害に関わる方(支援者)に対して、発達障害に関する信頼のおける情報をわかりやすく提供することを目的として、平成20年3月28日に開設されたものです。

2. 移転日

平成20年10月1日(水)

※ 移転に際して、特にイベント等はありません。

3. 移転場所

国立障害者リハビリテーションセンター研究所内

埼玉県所沢市並木4-1

電話(代) 04-2995-3100

4. ホームページの変更

発達障害情報センターの移転に伴い、「発達障害情報センターホームページ(発達障害情報サービス)」のアドレスも下記のとおり変更となります。

(旧アドレス) [URL:http://www.mhlw.go.jp/ddis/index.html](http://www.mhlw.go.jp/ddis/index.html)



(新アドレス) [URL:http://www.rehab.go.jp/ddis/index.html](http://www.rehab.go.jp/ddis/index.html)